鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法 律

(平成一八年六月一四日法律第六七号)

一、提案理由(平成一八年四月二五日・参議院環境委員会)

国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えており、他方、これらの鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者数の減少が進んでいます。

一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより、渡り鳥の飛来数が減少している事例や、地域的に鳥獣の個体数が減少している事例があります。

また、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入した鳥獣と偽って飼養している例が見られ、 輸入された鳥獣の適切な管理が求められています。

このような状況を踏まえ、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、また、鳥獣の保護施策の一層の推進を図るため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理のため、休猟区のうち都道府 県知事が指定した区域においては、シカ、イノシシなどの特定の鳥獣の捕獲をすること ができることとします。

第二に、鳥獣による農林業被害への対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の 捕獲を適切に推進するため、現行の網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する こととします。

第三に、狩猟を活用した農林業被害対策を進め、併せて鳥獣の適正な生息数を維持するため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度を設けることとします。

第四に、人への危険を防止するため、都道府県知事は、危険性の高いわなについて、 その使用を禁止又は制限する区域を指定することができることとします。

第五に、違法な網及びわなの設置を防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者名などの表示を義務付けることとします。

第六に、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、国又は都道府県は、鳥獣保護区において悪化した生息環境を改善するための事業を行うこととします。

第七に、海外から輸入された鳥獣の適切な管理を進めるため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が交付する標識を着けなければならないこととし、当該標識とともに譲り渡さなければならないこととします。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成一八年五月一〇日)

福山哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより地域的に鳥獣の個体数が減少している事例や、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って飼養する例等が見られるため、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、鳥獣の保護施策の一層の推進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、鳥獣による農林水産業被害の現状、とらばさみなど危険なわなの規制の在り方、鳥獣保護管理に関する専門家の育成等について質疑が行われたほか、 参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、民主党・新緑風会の岡崎理事より、 くくりわな及びとらばさみの禁止等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大石委員より、原案 に反対、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一八年五月九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、特定鳥獣保護管理計画の策定に当たっては、鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府 県にまたがる場合も生じていることから、地域の自主性に配慮しつつ、関係都道府県 が共同で保護管理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理に関す る指針を示し、保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援すること。

また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないよう に徹底すること。

- 二、わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、一層の制限について検討すること。なお、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図るほか、設置者に対し、見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。
- 三、鳥獣被害の防止対策として、鳥獣の生息域の環境を整備するほか、鳥獣を誘引する 生ゴミや未収穫作物の撤去、耕作放棄地や里山の適切な管理、安易な餌付けの防止等

の啓発活動を通じて、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに積極的に取り組むこと。

- 四、鳥獣保護事業を実施するための基本指針の見直しに当たっては、鳥獣の生息状況や関連する社会経済等の鳥獣をめぐる現状と課題を整理した上で、鳥獣保護管理の方向と国の役割を具体的に示すとともに、鳥獣保護管理の専門家、自然保護団体等から広く意見を聴くこと。
- 五、本法第八十条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する情報収集を進め、適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに本 法除外対象種の見直しを行うこと。
- 六、鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成・確保を図るとともに、 行政機関においても、そのような人材を適切に配置すること。なお、人材育成に当た っては、専門的知識・技術を有する人材であることを証明できる仕組みについて検討 すること。
- 七、生物多様性の保全を目指した野生生物保護の法体系の見直しについて、引き続き検 討すること。

右決議する。

三、衆議院環境委員長報告(平成一八年六月八日)

木村隆秀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審 査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における鳥獣の生息状況、狩猟の実態等にかんがみ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の一層の推進を図るため、休猟区における鳥獣の捕獲等の特例、狩猟免許制度の見直し、輸入鳥獣に関する標識の制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日本委員会に付託されました。 委員会におきましては、同月二十六日に小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、 三十日から質疑に入り、今月六日には参考人からの意見聴取も行い、同日質疑を終局い たしました。質疑終局後、本案に対しまして、民主党・無所属クラブから修正案が提出 され、その趣旨の説明を聴取いたしました。続いて、討論を行った後、採決いたしまし たところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一八年六月六日)

可決すべきものと決した次第であります。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 特定鳥獣保護管理計画の策定に当たっては、クマ、シカ、カワウ等のように、鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府県にまたがる場合も生じていることから、地域の自主性に配慮しつつ、都道府県の枠を超えて関係情報等の共有化を図り、共同で保護管

理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理に関する指針を示し、 保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援すること。

また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないように徹底すること。

二 わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、人への危険及び錯誤捕獲を防止する観点から、一層の制限について検討すること。

また、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の周知啓発を図るほか、設置者に対し、定期的な見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。

- 三 本法第八十条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する情報収集を進め、適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに本 法除外対象種の見直しを行うこと。
- 四 鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成及び確保を図るとともに、地方公共団体においても、このような人材を鳥獣保護管理担当部門に適切に配置するよう助言すること。なお、人材育成に当たっては、専門的知識・技術を有する人材であることを証明できる仕組みについて検討すること。

また、鳥獣保護員の公募等、鳥獣保護員制度の効果的な運用についても検討すること。

五 生物多様性の保全を目指した野生生物保護の法体系の見直しについて、引き続き検 討すること。